

名寄市移住支援金

移住情報をお届け！

～子育て世帯への加算&対象範囲に関係人口が追加となりました！～

東京23区(在住者または通勤者)から名寄市へ移住した方に、最大100万円の移住支援金を支給します。

- ①支援金の額 世帯で移住…100万円/世帯 単身で移住…60万円(起業した場合はさらに200万円追加)
※18歳未満のお子さんがある場合は、一人につき30万円加算(令和4年4月1日以降に移住した方に限る)
- ②対象要件 本市に住所を定めた方で、かつ本市に5年以上居住する意思を持つ方。さらに(1)・(2)のいずれかに該当する方が対象となります。
(1)住民票を移す直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住もしくは通勤していた方
(2)住民票を移す直前に1年以上、東京23区内に在住もしくは通勤していた方
※(1)・(2)共に、通勤の場合は、埼玉県・千葉県・神奈川県在住の方
- ③就業要件 次のいずれかに該当する方が対象となります。
(1)就業(移住支援金対象法人に新規就業した方)※移住支援金対象法人は北海道HPで公開
(2)起業(北海道の起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けた方)
(3)テレワーク移住(転勤などではなく、自己の意思により移住し、移住元での業務を継続する方)
(4)関係人口(名寄市と関わりがある方) ※詳細の要件は市HPからご確認ください
- ④申請期間 転入後、1年以内
※就業した方は、申請時に連続して3カ月以上在職していることも要件となります。
※予備申請が必要となりますので、事前にご相談ください。



詳しくは「北海道 移住支援金」
または「名寄市 移住支援金」で検索!

◆問い合わせ
秘書広報課(名寄庁舎3階) ☎01654③2111(内線3308)

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

■「家計急変世帯」に対する給付金の受け付けが始まりました

(対象となる方)

申請時点で名寄市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入または所得見込額が、住民税非課税相当の水準以下となった世帯。ただし、次に当てはまる場合などは支給対象とはなりません。

- ①すでに「住民税非課税世帯向けの臨時特別給付金」を受給している世帯
- ②住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ③家計急変が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものではない場合

(支給額)

1世帯10万円(1世帯あたり1回限りの支給)

(手続方法)

事前に問い合わせ先までご連絡いただき、申請書類に必要事項を記入し、添付書類とともに原則として郵送でご提出ください(申請書はホームページからもダウンロードできます)。

(申請期限)

9月30日(金)まで (消印有効)

◇問い合わせ
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業担当(名寄庁舎1階)
☎01654③2111(内線3198、3199)